

すまいる割料金契約

平成29年4月15日実施

大和ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 割引制度	1
5. 割引制度の適用除外	1
6. その他	1

付 則

1. この約款の実施期日	2
2. この約款の掲示	2

(別 表)

適用する料金表	3
---------	---

1. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「すまいる割料金契約」とは、ガス小売供給約款及び本約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「電気セット割引」とは、すまいる割料金契約を締結したお客さまが、すまいる割料金契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。

2. 適用条件

本約款は、お客さまがすまいる割料金契約を希望された場合に、適用いたします。

3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又はガス小売供給約款 23 の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金をいいます。）を適用して料金を算定いたします。

4. 割引制度

- (1) すまいる割料金契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結しているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、3に定める料金から1カ月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

イ. 電気セット割引

割引額＝3に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1カ月につき2,160円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は2,160円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申込みいただきます。

5. 割引制度の適用除外

お客さまは、当社との電気の需給契約終了後もすまいる割料金契約を継続される場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、電気セット割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日までといたします。なお、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引の適用は電気の需給契約の終了が明らかになった直後の検針日までとするとともに、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日まで遡って割引の適用されていない料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この約款の実施期日

本約款は、平成 29 年 4 月 15 日から実施いたします。

2. この約款の掲示

当社は、この約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の 10 日前までに、この約款を変更する旨、変更後のすまいる割料金契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表) 適用する料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,140.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	181.07円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,260.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	175.07円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 350. 00円
--------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	173. 27円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 500. 00円
--------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	171. 77円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	5, 180. 00円
--------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	153. 37円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。